門真市北部地区　整備アクションプログラムについて（概要版）（令和元年５月改定）

大阪府では、平成22年度にこれまでの密集市街地改善に向けた取り組みを検証して課題の洗い出しを行い、抜本的な見直しを検討するため、有識者等で構成する「大阪府密集市街地整備のあり方検討会」を設置し、密集市街地の効果的・効率的な整備の方向性について検討をしました。

また、国では「住生活基本計画」の見直しが行われ、平成24年10月に「地震時等に著しく危険な密集市街地」を公表し、令和２年度までに密集市街地を概ね解消するとの目標を定めております。

こうした状況を踏まえ、大阪府が密集市街地の整備に関する方針として「大阪府密集市街地整備方針」を策定することに伴い、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を抱える各市においても、令和２年度までに最低限の安全性の確保ができる目標を掲げた整備計画（「整備アクションプログラム」）を平成26年６月に策定しました。

その後、大阪府は平成29年度に対象期間前半の取組みの成果の検証や、密集市街地の解消に向けた推進方策等の検討を行い、その内容を反映するため「大阪府密集市街地整備方針」を平成30年３月に改定し、本市においても「整備アクションプログラム」を改定しました。

■門真市北部地区の「地震時等に著しく危険な密集市街地」及び取組み重点地区図

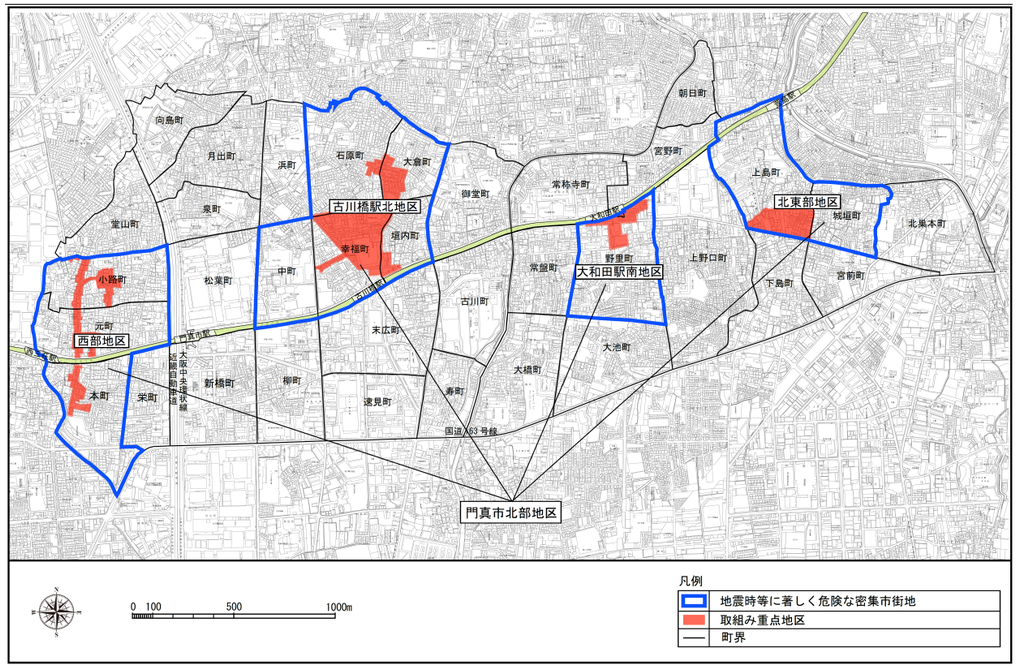

■門真市の整備アクションプログラムの内容

⑴ 地震時等に著しく危険な密集市街地について

① 住宅市街地総合整備事業の整備計画区域内（国道163号以北、461ha内）

② 不燃領域率※1が40％未満かつ地区内閉塞度※2が3以上の町単位で連帯する区域

⇒ 門真市北部地区（西部地区・古川橋駅北地区・大和田駅南地区・北東部地区）で137haを抽出

⑵ 整備目標

各地区において、延焼危険性に関して最低限の安全性を確保するため、令和２年度末までに不燃領域を40％以上を目指す

⑶ 整備方針

① 規制誘導手法による不燃化の促進

② 取組み重点地区における面整備事業の実施

③ 不燃化促進にかかる事業や普及啓発

④ 延焼遮断帯の整備促進

⑤ 老朽建築物等の除却補助制度を導入し、準耐火以上の住宅等への建替えを誘導

■各地区の整備計画図

○西部地区（約39ha）

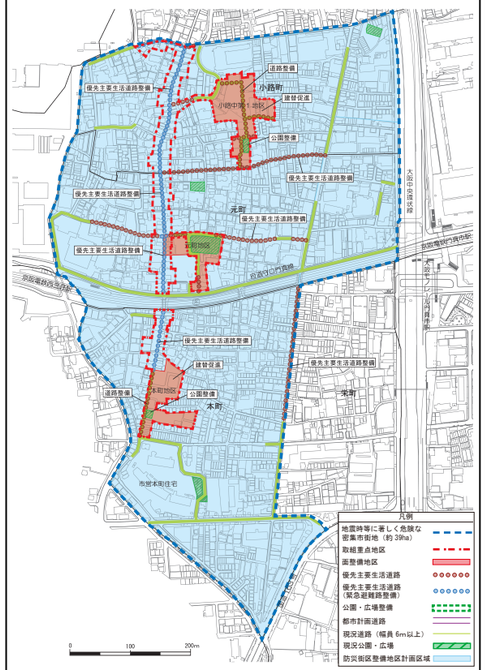

○古川橋駅北地区（約54ha）

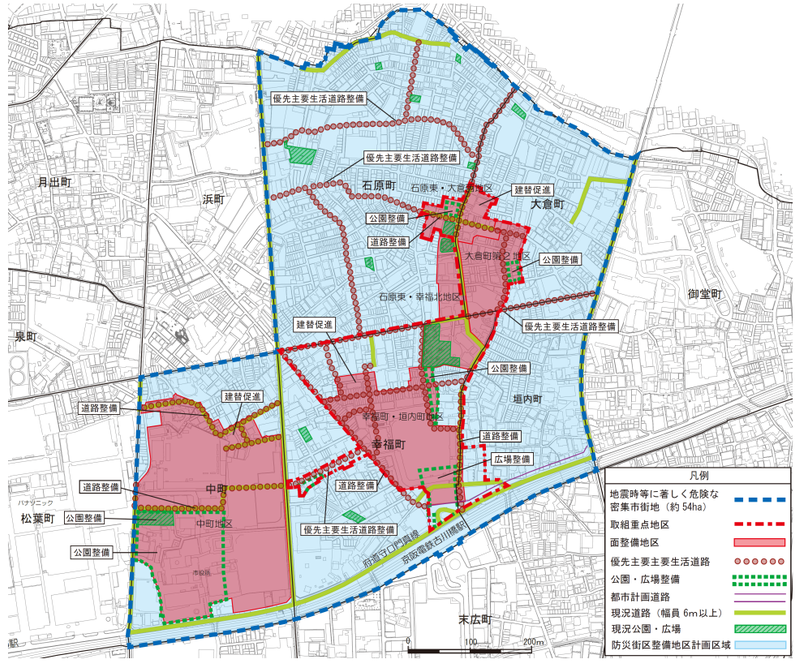

○大和田駅南地区（約17ha）

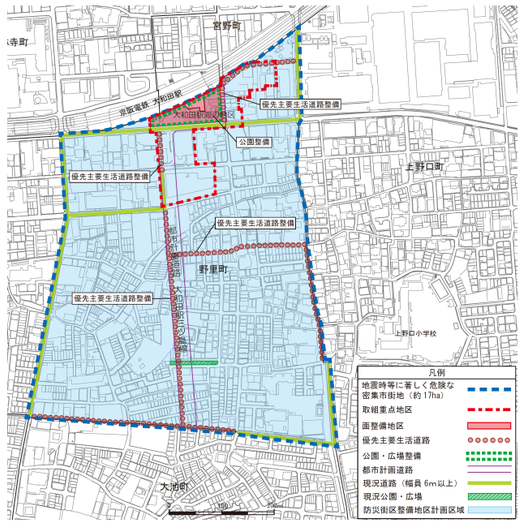

○北東部地区（約27ha）

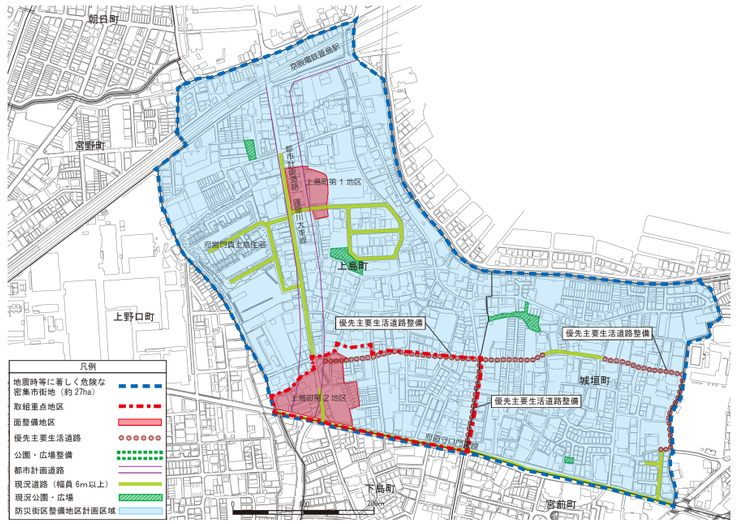

■用語の解説

※1 不燃領域率

市街地大火の危険性を判定する指標で、市街地の「燃えにくさ」を表すものであり、不燃化建物や道路、公園などの空地の状況から算出します。不燃領域率が40％以上で焼失率は急激に低下し、70％を超えると焼失率はほぼ0となります。

※2 地区内閉塞度

建物倒壊による道路閉塞または火災による延焼の影響を受けずに、被災場所から地区外に避難できる確率であり、幅員6m以上の道路延長、細街路の延長等から算出します。結果が5段階中、1または2であれば閉塞する危険性は小さいとされます。